

被保険者証一斉更新用封筒及び小冊子等作成業務 仕様書

1 被保険者証一斉更新用封筒について

●記載内容及び作成枚数

(1) 記載内容……別添1「被保険者証一斉更新用封筒 記載内容」のとおり。機構改革等により多少変更する場合があります。

(40市町村別・合計44通り)

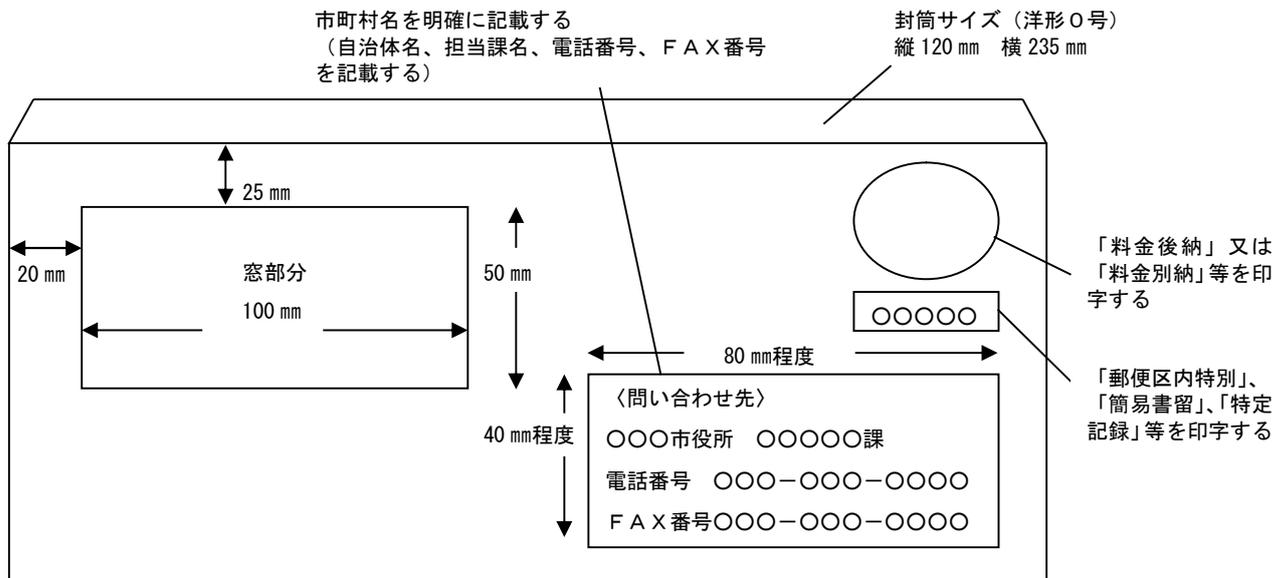
(2) 作成枚数……別紙「作成枚数及び納品部数一覧」のとおり。

(40市町村別・合計259,000枚)

●封筒の仕様

- ① 大きさは、定形サイズで洋形0号（縦120mm、横235mm）横型とする。
- ② 窓付き封筒とし、窓枠のサイズは縦50mm、横100mmとする。
- ③ 宛名用窓位置は、封筒の左上を基点に25mm×20mmの位置とする。
- ④ 紙質は、片艶80g、地紋入（内カマス貼）とし、中身が透けて見えないものとする。
- ⑤ 表面1色刷（黒）とする。
- ⑥ 機械による封入封緘に適したものとする。
- ⑦ 水ノリ及びアラビアノリ付とする。
- ⑧ 40市町村別に自治体名の記載された封筒を作成することとし、指定された数量を梱包して仕分けすることとする。

●レイアウト



●納品場所

広域連合が指定する場所

●納品期限

令和5年6月9日(金)

2 被保険者証交付用小冊子について

●作成部数

252,000 部（随時交付 25,000 部、一斉更新 227,000 部）

●小冊子の仕様

判 型	182 mm×100 mm
ページ数	表紙本文共 28 ページ（中とじ）
紙 質	上質紙 45 k g
印 刷	オフセット印刷（4 色印刷）
内容項目	①必須内容については、別添 2 「被保険者証交付用小冊子 内容項目」のとおり。 ②内容項目の趣旨を損なうことなく、イラスト又は図解等を用いて高齢者にわかりやすいものとする。
校 正	5 回（うち色校正 1 回）までとする。

●納品場所

- 1、広域連合が指定する場所（227,000 部）
- 2、「作成枚数及び納品部数一覧」による（25,000 部）

●納品期限

令和 5 年 6 月 9 日（金）

3 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 更新通知作成業務について

●記載内容及び作成枚数

- (1) 記載内容……別添3「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について」のとおり。
- (2) 作成枚数……66,000枚

●印刷物の仕様

- ① 大きさは、縦297mm、横210mm(A4)とする。
- ② 紙質は、上質紙55kg(コピー用紙と同等)とし、色は白色とする。
- ③ 表面1色刷(黒)とする。
- ④ 記載内容は、別添3のとおり。
- ⑤ 印刷後、内三つ折とし、100部毎に束ねて納品すること。

●納品場所

広域連合が指定する場所

●納品期限

令和5年6月9日(金)

4 後期高齢者医療限度額適用認定証 更新通知作成業務について

●記載内容及び作成枚数

- (1) 記載内容……別添4「後期高齢者医療限度額適用認定証の更新について」のとおり。
- (2) 作成枚数……2,500枚

●印刷物の仕様

- ① 大きさは、縦297mm、横210mm(A4)とする。
- ② 紙質は、上質紙55kg(コピー用紙と同等)とし、色は白色とする。
- ③ 表面1色刷(黒)とする。
- ④ 記載内容は、別添4のとおり。
- ⑤ 印刷後、内三つ折とし、100部毎に束ねて納品すること。

●納品場所

広域連合が指定する場所

●納品期限

令和5年6月9日(金)

5. その他

- ① 本業務は、帳票類印刷から成果品を納品するまでを一式一括して発注するものとする。
- ② 成果品の納品に伴う費用は、受注者が負担するものとする。
- ③ 受注者は、本仕様書内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、広域連合と協議の上、業務を遂行するものとする。
- ④ 製品作成について特許等がある場合は、受注者がその責任を負うものとする。
- ⑤ 納入期限より前にテスト品の納品を必要とし、不備があった場合は合格までテストを行うものとする。なお、これに伴う費用は受注者が負担するものとする。
- ⑥ 請求は各々の業務で行うものとし、請求書に単価を記載することとする。
- ⑦ 被保険者交付用小冊子は、完成品をPDFファイルで広域連合へ提出するものとする。

【別紙】

R5年度 被保険者証交付用小冊子及び更新用封筒 市町村納品先、部数及び作成枚数一覧

市町村名	郵便番号	住 所	担当課	小冊子 納品部数	封筒 納品部数	更新用封筒 作成枚数	備考
青森市	〒030-0801	青森市新町一丁目3-7 駅前庁舎	国保医療年金課	5100	11,500	44,500	
弘前市	〒036-8551	弘前市大字上白銀町1-1	国保年金課	3050	3,000	24,750	区内
						4,500	
八戸市	〒031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	国保年金課	3980	4,000	23,500	区内
						13,500	
黒石市	〒036-0396	黒石市大字市ノ町11-1	国保年金課	630	650	5,700	
五所川原市	〒037-8686	五所川原市市布屋町41番地1	国保年金課	880	1,000	10,200	区内
						200	
十和田市	〒034-8615	十和田市西十二番町6番1号	国民健康保険課	1200	1,200	10,800	
三沢市	〒033-8666	三沢市桜町一丁目1番地38号	国保年金課	550	600	5,600	
むつ市	〒035-8686	むつ市中央一丁目8番1号	国保年金課	1050	1,100	10,000	
つがる市	〒038-3192	つがる市木造若緑61-1	国保年金課	600	800	6,800	
平川市	〒036-0104	平川市柏木町藤山25-6	税務課	540	550	5,700	区内
						100	
平内町	〒039-3393	東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	健康増進課	270	260	2,400	
今別町	〒030-1502	東津軽郡今別町大字今別字今別167	町民福祉課	90	50	800	
蓬田村	〒030-1211	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3	住民課	80	100	650	
外ヶ浜町	〒030-1393	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	住民課	150	200	1,700	
鯺ヶ沢町	〒038-2792	西津軽郡鯺ヶ沢町大字本町209-2	ほけん福祉課	220	210	2,300	
深浦町	〒038-2324	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	福祉課	170	0	2,400	
西目屋村	〒036-1492	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144	住民課	40	40	400	
藤崎町	〒038-3803	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地	住民課	250	350	2,700	
大鰐町	〒038-0292	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	住民生活課	210	300	2,350	
田舎館村	〒038-1113	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1	住民課	160	200	1,600	
板柳町	〒038-3692	北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3	健康推進課	390	500	3,000	
鶴田町	〒038-3595	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1	健康保険課	250	250	2,600	
中泊町	〒037-0392	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地	町民課	230	300	2,600	
野辺地町	〒039-3131	上北郡野辺地町字野辺地123-1	町民課	290	700	2,750	
七戸町	〒039-2792	上北郡七戸町字森ノ上131-4	町民課	360	500	3,600	
六戸町	〒039-2392	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	町民課	210	200	2,000	
横浜町	〒039-4145	上北郡横浜町字寺下35番地	町民課	100	100	1,000	
東北町	〒039-2696	上北郡東北町字搭ノ沢山1-94	町民課	340	350	3,500	
六ヶ所村	〒039-3212	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475	健康課	180	200	1,300	
おいらせ町	〒039-2192	上北郡おいらせ町中下田135-2	町民課	420	500	3,600	
大間町	〒039-4601	下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4	健康づくり推進課	110	150	850	
東通村	〒039-4292	下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34	税務住民課	120	150	1,250	
風間浦村	〒039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5	税務国保課	50	50	500	
佐井村	〒039-4711	下北郡佐井村大字佐井字糠森20	住民生活課	50	50	500	
三戸町	〒039-0198	三戸郡三戸町大字在府小路町43	健康推進課	220	220	2,400	
五戸町	〒039-1513	三戸郡五戸町字古館21番地1	住民課	360	400	3,800	
田子町	〒039-0292	三戸郡田子町大字田子字天神堂平81	住民課	120	100	1,300	
南部町	〒039-0595	三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1	健康こども課	800	850	4,350	
階上町	〒039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87	すこやか健康課	240	250	2,200	
新郷村	〒039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10	住民課	60	70	750	
広域連合	〒030-0801	青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階	業務課	880			
				25000	32,000	227,000	

1 青森市

令和3年度様式から変更なし



重要

必ず内容をご確認ください。

青 森 市

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
駅前庁舎 国保医療年金課 国保資格チーム
TEL 017-734-5493 (直通)

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム
TEL 0172-62-1153 (直通)

2 弘前市__1 令和3・4年度様式から変更なし



弘前市役所

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1-1

担当 (国保年金課 後期高齢者医療係)

TEL 0172-35-1111 (内線208・493)

0172-40-7046 (直通)

FAX 0172-39-6199

2 弘前市_2 令和3・4年度様式から変更なし



弘前市役所

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1-1

担当 (国保年金課 後期高齢者医療係)

TEL 0172-35-1111 (内線208・493)

0172-40-7046 (直通)

FAX 0172-39-6199

3 八戸市__1 令和3年度様式から変更なし

区内特別
郵便

重 要

保険証在中

八戸市 国保年金課

後期高齢者医療グループ

(市庁本館 1階 11番窓口)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111 内線 5528・5529・5530

FAX 0178-44-9106

Mail: kokuho@city.hachinohe.aomori.jp

3 八戸市__2 令和3年度様式から変更なし

料金別納
郵便

重要

保険証在中

八戸市 国保年金課

後期高齢者医療グループ

(市庁本館 1階 11番窓口)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111 内線 5528・5529・5530

FAX 0178-44-9106

Mail: kokuho@city.hachinohe.aomori.jp

4 黒石市

令和3年度様式から変更なし



郵便区内特別

特定記録

被保険者証在中

黒石市役所
〒036-0396
青森県黒石市大字市ノ町11番地1号
担当 国保年金課 高齢医療係
TEL 0172-52-2111(内線125・131)
FAX 0172-52-6191



郵便区内特別

保険証在中

特定記録

五所川原市役所

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

担当 (国保年金課 後期高齢者医療係)

TEL 0173-35-2111 (内線2345・2346)

FAX 0173-35-2130



保険証在中

特定記録

五所川原市役所

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

担当 (国保年金課 後期高齢者医療係)

TEL 0173-35-2111 (内線2345・2346)

FAX 0173-35-2130

簡易書留

十和田支店
料金後納
郵便

**後期高齢者医療
重要なお知らせ 在中**

十和田市

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

民生部 国民健康保険課 長寿医療係

TEL 0176-51-6752(直通)

FAX 0176-22-6299

親 展	三沢局 郵便区内 特別	三沢局 料金後納 郵便
	重要書類在中	
	三 沢 市 役 所 国保年金課 高齢者医療係 電話番号 0176-53-5111 (内線223・240)	
	〒033-8666 青森県三沢市桜町1丁目1番38号 FAX 0176-52-7519 メール msw_kokuho@misawashi.aomori.jp	

※モノクロ印刷につき市章もモノクロ



郵便区内特別

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

青森県むつ市

庁舎名	課名	電話 (0175)
本庁舎	国保年金課	22-1111
川内庁舎	市民生活課	42-2111
大畑庁舎	市民生活課	34-2111
脇野沢庁舎	市民生活課	44-2111



簡易書留

後期高齢者医療
被保険者証 在中

つがる市役所

〒038-3192

青森県つがる市木造若緑61番地1

担当 国保年金課 後期高齢者医療係
TEL 0173-42-2111(274・275)
FAX 0173-42-3912

10 平川市_1 令和4年度からの変更点 朱書き (0172-44-1111 (内線1251・1252・1257) →0172-55-5328

郵便区内特別

料金後納
郵便

重要

平川市役所

〒036-0104

青森県平川市柏木町藤山25番地6

担当 税務課 国保係

TEL 0172-55-5328

FAX 0172-44-8619

10 平川市_2 令和4年度からの変更点 朱書き (0172-44-1111 (内線1251・1252・1257) →0172-55-5328



重要

平川市役所

〒036-0104

青森県平川市柏木町藤山25番地6

担当 税務課 国保係

TEL 0172-55-5328

FAX 0172-44-8619



郵便区内特別

平内町役場

〒039-3393

東津軽郡平内町大字小湊字小湊63

担当（健康増進課）

TEL 017-718-0019(内線134)

FAX 017-755-2145



郵便区内特別

今別町役場

〒030-1502

東津軽郡今別町大字今別字今別167

担当（町民福祉課 後期高齢者医療係）

TEL 0174-35-3003（直通）

FAX 0174-35-2298

13 蓬田村

令和3・4年度様式からの変更点なし



蓬田村役場

〒030-1211

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3

担当（住民課 住民班）

TEL 0174-27-2112(内線304)

FAX 0174-27-3255

14 外ヶ浜町 令和3・4年度様式から変更なし



郵便区内特別

外ヶ浜町役場
〒030-1393
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
担当 住民課 後期高齢者医療係
TEL 0174-31-1222(直通)
FAX 0174-31-1223



簡
易
書
留

郵便区内特別

鱒ヶ沢町役場

〒038-2792

鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地

担当 (ほけん福祉課)

TEL 0173-72-2111

FAX 0173-72-3488



特定記録

深浦町役場

〒038-2324

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2

担当（福祉課）

TEL 0173-74-2117(直通)

FAX 0173-74-4415

17 西目屋村 令和3・4年度様式から変更なし



西目屋村役場

〒036-1492

中津軽郡西目屋村大字田代字神田57

担当（住民課）

TEL 0172-85-2803(直通)

FAX 0172-85-2590



特定記録

藤崎町役場

〒038-3803

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

担当 住民課 国保年金係

TEL 直通 0172-88-8179(直通)

代表 0172-75-3111(2133)

FAX 0172-75-9605



大鰐町役場

〒038-0292

南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

担当 住民生活課 国保年金係

TEL 0172-55-6563

FAX 0172-47-6742

20 田舎館村 令和3・4年度からの変更なし

郵便区内特別

料金後納
特別

田舎館村役場

〒038-1113

南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1

担当（住民課）

TEL 0172-58-2111（内線161）

FAX 0172-58-4751



簡易書留

郵便区内特別

保険証在中

板柳町役場
〒038-3692
北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3
担当 (健康推進課国保医療係)
TEL 0172-73-2111(内線182)
FAX 0172-73-2120



簡易書留

鶴田町役場

〒038-3595

北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1

担当（健康保険課 国保介護班）

TEL 0173-22-2111(内線142)

FAX 0173-22-6007



中泊町役場

〒037-0392

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地

担当 (町民課)

TEL 0173-57-2111(内線1314)

FAX 0173-57-3849

24 野辺地町 令和3・4年度様式から変更なし



区内特別郵便

野 辺 地 町

〒039-3131

上北郡野辺地町字野辺地123番地1

担当（町民課 後期高齢者医療担当）

TEL 0175-64-2111（内線238）

FAX 0175-64-9594



区内特別

七戸町役場

〒039-2792

青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4

担当（町民課）

TEL 0176-68-2112(直通)

FAX 0176-68-2486



六戸町役場

〒039-2392

上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60

担当（町民課）

TEL 0176-55-3111

FAX 0176-55-2966

27 横浜町

令和3・4年度から変更なし



横浜町役場

〒039-4145

青森県上北郡横浜町字寺下35

担当（町民課）

TEL 0175-78-2111

FAX 0175-78-2118



東北町役場

町民課 後期高齢者医療係(本庁舎)

〒039-2492

東北町上北南四丁目32-484

電話 0176-56-3111(内線154)

必ず開封して書類を確認してください。



簡易書留

重要書類在中

後期高齢

六ヶ所村役場
〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475
担当（健康課）
TEL 0175-72-8143(内線144)
FAX 0175-72-2604



重 要

おいらせ町役場
〒039-2192
青森県上北郡おいらせ町中下田135-2
担当 町民課 後期高齢者医療係
TEL 0178-56-4218(課直通)
FAX 0178-56-4364



郵便区内特別

大間町役場

〒039-4601

青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4

担当 健康づくり推進課 後期高齢者医療担当

TEL 0175-37-2111(内線215)

FAX 0175-37-2562



東通村役場

〒039-4292

下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

担当 (税務住民課)

TEL 0175-27-2111(内線153)

FAX 0175-27-2299



風間浦村役場

〒039-4502

下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5

担当 (税務国保課)

TEL 0175-35-2111(代表)

FAX 0175-35-2403



郵便区内特別

佐井村役場

〒039-4711

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20

担当（住民生活課）

TEL 0175-38-2111

FAX 0175-38-2492



郵便区内特別

三戸町役場 健康推進課

〒039-0198
青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地

担当 (高齢者支援班)
TEL 0179-20-1153(直通)
FAX 0179-20-1105



五戸町役場

担当 住民課 国保班

〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

TEL 0178-62-2111(代表)

FAX 0178-62-4940



郵便区内特別

田子町役場
〒039-0292
三戸郡田子町大字田子字天神堂平81
担当 住民課 福祉グループ
TEL 0179-20-7119(直通)
FAX 0179-32-4294



後期高齢者医療
被保険者証在中

南 部 町
健康こども課 国保後期班
〒039-0595
青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1
TEL 0178-76-3323
FAX 0178-76-3904



階上町役場

〒039-1201

三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

担当（すこやか健康課 国保医療グループ）

TEL 0178-88-2219（直通）

FAX 0178-88-2117



区内特別

新郷村役場
〒039-1801
青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10
担当（住民課）
TEL 0178-78-2111
FAX 0178-78-2118

	市町村名	差出局名	料金支払方法	特殊取扱	封筒の指定(郵便番号別)
1	青森市	—	区内特別郵便	—	全域
2	弘前市	弘前局	区内特別郵便	—	036-8000
		弘前局	料金後納郵便	—	036-8000以外
3	八戸市	八戸局	区内特別郵便	—	031-00XX、031-08XX
		八戸局	料金別納郵便	—	031-01XX、031-02XX、039-11XX、039-22XX、市外
4	黒石市	黒石局	料金後納郵便	郵便区内特別、特定記録	全域
5	五所川原市	五所川原局	料金後納郵便	郵便区内特別、特定記録	別紙のとおり
		五所川原局	料金後納郵便	特定記録	別紙以外
6	十和田市	十和田支店	料金後納郵便	簡易書留	全域
7	三沢市	三沢局	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
8	むつ市	—	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
9	つがる市	—	料金後納郵便	—	全域
10	平川市	—	料金後納郵便	郵便区内特別	別紙のとおり
		—	料金後納郵便	—	別紙以外
11	平内町	小湊局	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
12	今別町	今別局	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
13	蓬田村	—	料金後納郵便	—	全域
14	外ヶ浜町	—	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
15	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢局	料金後納郵便	郵便区内特別、簡易書留	全域
16	深浦町	深浦局	料金後納郵便	特定記録	全域
17	西目屋村	相馬局	料金後納郵便	—	全域
18	藤崎町	—	区内特別郵便	特定記録	全域
19	大鰐町	大鰐局	料金後納郵便	—	全域
20	田舎館村	—	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
21	板柳町	板柳局	料金後納郵便	郵便区内特別、簡易書留	全域
22	鶴田町	鶴田局	区内特別郵便	簡易書留	全域
23	中泊町	五所川原局	料金後納郵便	—	全域
24	野辺地町	野辺地局	料金後納郵便	区内特別郵便	全域
25	七戸町	—	料金後納郵便	区内特別	全域
26	六戸町	三沢局	料金後納郵便	区内特別	全域
27	横浜町	横浜局	料金後納郵便	—	全域
28	東北町	—	料金後納郵便	—	全域
29	六ヶ所村	平沼局	料金後納郵便	簡易書留	全域
30	おいらせ町	—	—	区内特別郵便	全域
31	大間町	大間局	料金後納郵便	区内特別郵便	全域
32	東通村	—	料金別納郵便	—	全域
33	風間浦村	—	料金後納郵便	—	全域
34	佐井村	佐井局	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
35	三戸町	三戸局	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
36	五戸町	—	料金後納郵便	—	全域
37	田子町	—	料金後納郵便	郵便区内特別	全域
38	南部町	—	料金後納郵便	—	全域
39	階上町	階上局	区内特別郵便	—	全域
40	新郷村	新郷局	料金後納郵便	区内特別	全域

後期高齢者医療制度の ごあんない

(令和4・5年度版)

もくじ

	ページ
1. 対象者	1
2. 被保険者証（保険証）	2
3. 医療費の負担割合	3
4. 保険料	9
5. 医療費が高額になったとき	15
6. 接骨院、はり・きゆう、あんま・マッサージ	18
7. 療養費の支給	19
8. その他の給付	20
9. 保健事業（健康診査）の実施	21
10. お医者さんへの上手なかかり方	22
11. ジェネリック医薬品	23
12. 交通事故等にあつたら	
13. 臓器提供の意思表示	25
14. マイナンバー	
15. 詐欺に注意	26
16. お問い合わせはこちらへ	27

1. 対象者

対象者

※公的扶助を受けられている方、又は保険適用除外者の方は対象外です。

75歳以上の方

65歳～74歳で
一定の障がいのある方

いつから

75歳の誕生日から
加入します
手続きの必要は
ありません

認定を受けた日から
加入します

～ 障がいの程度（認定の基準）～

- 国民年金法等障害年金 1級2級
- 精神障害者保健福祉手帳 1級2級
- 療育（愛護）手帳 A（重度）
- 身体障害者手帳 1～3級、4級の一部

※「4級の一部」で該当する障がい

- ① 音声、言語機能の著しい障がい
- ② 両下肢のすべての指を欠く
- ③ 一下肢の下腿1/2以上を欠く
- ④ 一下肢の機能の著しい障がい

※障害認定で加入された方は、75歳に到達するまでは、障害認定申請の撤回をし、別の健康保険に移行することができます。なお、申請の撤回の意思表示は、将来に向かってのみ効力を有するため遡っての適用はできません。

申請に必要なもの

国民年金証書 または 各種手帳

- 精神障害者保健福祉手帳 ・療育（愛護）手帳
- 身体障害者手帳 等

65歳～74歳までの加入者で、障がいの程度が上記以外に変更になった場合は、市町村窓口で脱退の手続きが必要です。

2. 被保険者証（保険証）

- 75歳の誕生日までに保険証が届きます。
誕生日から使用できます。
- 障害認定を受けた場合は、申請の際に交付されるか、後日送付されます。

※被保険者証の有効期限内であっても、所得や世帯構成の変更などにより、一部負担金の割合に変更が生じた場合には、改めて更新されます。



※記載内容に間違いがないかご確認ください。

手続きが必要な場合

こんなときは市町村窓口にお知らせください

- 住所が変わったとき
- 亡くなったとき
- 生活保護を受けたとき
- 保険証をなくしたとき

イラスト

3. 医療費の負担割合

医療機関等での窓口負担割合は、
 現役並み所得世帯の方は **3割**、
 それ以外の方は **1割**又は**2割**^{※2}となります。

- 窓口負担割合は保険証に記載しています。
- 窓口負担割合は、世帯の所得と収入の水準で判定します。
- 医療機関等での窓口負担（食事代等は除く）は、医療機関ごとにそれぞれ1か月ごとの上限額までのお支払いとなります。（詳しくは15ページの表をご覧ください。）
- 同じ月の外来と入院は別々に請求されます。
- 過去にさかのぼって所得更正があり、1割負担から2割負担^{※2}又は1割負担から3割負担になった場合、窓口負担割合の差額（2割又は1割分）を広域連合から請求することがあります。
- ご家族の方のお引越などで世帯構成が変わると、窓口負担割合が変わることがあります。

平成30年8月から

負担割合区分		対象者
3割負担	現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得690万円以上
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得380万円以上
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得145万円以上 世帯の高齢者の収入が一定額以上 詳しくは次のページをご覧ください
2割負担	一般Ⅱ ^{※1}	住民税課税所得28万円以上 ^{※2}
1割負担	一般 一般Ⅰ ^{※1}	現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにも 一般Ⅱ ^{※1} にも 低所得Ⅰ・Ⅱにも当てはまらない方
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方など
	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯で ①世帯全員の所得がない。（公的年金控除額を80万円として計算） ②老齢福祉年金受給者等

※1令和4年10月から

- ※2 世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が28万円以上、かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、世帯内の後期高齢者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上）の対象者
- その他合計所得とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

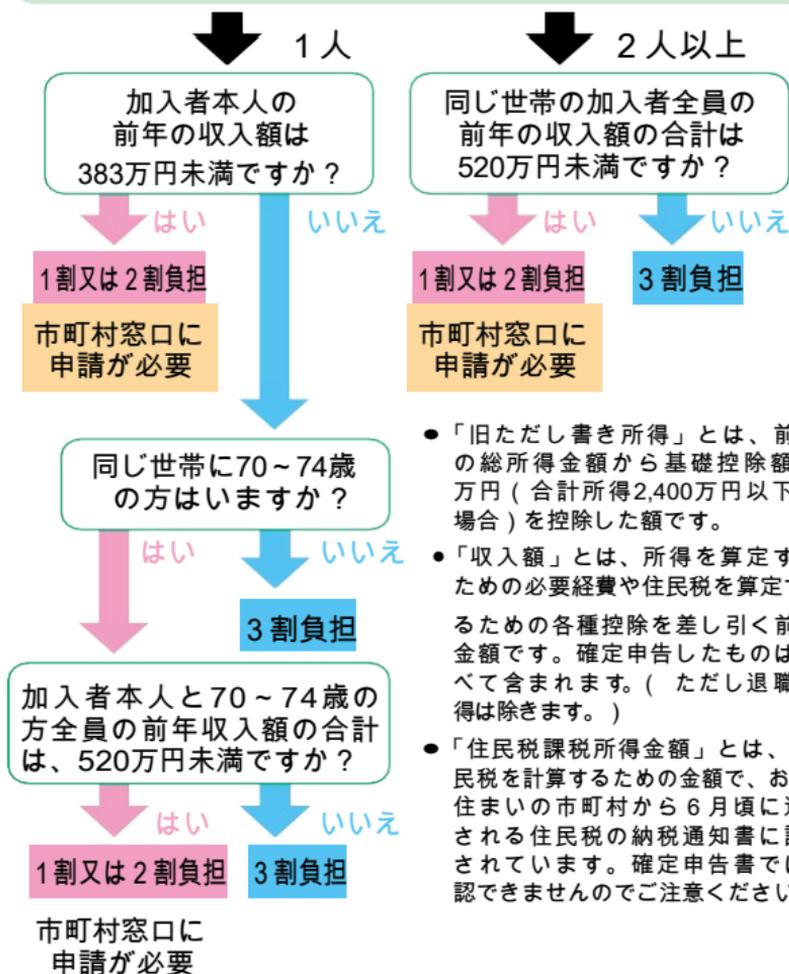
負担割合の判定

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者で住民税課税所得金額が145万円以上の方がいますか？

いない → **1割又は2割負担** いる → **3割負担**

ただし、145万円以上の方がいるとしても、同じ世帯に昭和2220年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同世帯の被保険者全員の賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得）の合計額が210万円以下であれば、1割又は2割負担となります。また、負担割合が3割と判定された方でも、申請により1割又は2割となる場合があります。対象者の判定は以下のとおりです。

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者が何人いますか？



限度額証

正式名称は「限度額適用認定証」といい、医療機関等の窓口に出すと医療費等の負担の上限が下がります。

【3割負担の一部の方】 (現役並み所得Ⅰ・Ⅱ)

入院したときや、外来の医療費が高額になるときは、事前に市町村窓口で「限度額証」の交付を申請し、保険証と一緒に医療機関に提示してください。

提示しない場合は、「現役並み所得Ⅲ」の上限額となります。



減額認定証

正式名称は「限度額適用・標準負担額減額認定証」といい、医療機関等の窓口に出すと医療費等の負担の上限が下がります。

【非課税世帯の方】 (低所得Ⅰ・Ⅱ)

入院したときや、外来の医療費が高額になるときは、事前に市町村窓口で「減額認定証」の交付を申請し、保険証と一緒に医療機関に提示してください。

提示しない場合は、「一般」の上限額となります。



※令和2年10月1日より限度額証及び減額認定証の交付については、これまでどおり申請が必要ですが、認定申請は不要となりました。これにより、電子的確認に対応している医療機関においては、提示が省略可能となりました。(対応の可否については、直接医療機関にご確認ください。)

入院した場合の食事代

医療機関に入院した場合、医療費とは別に食事代を支払う必要があります。食事代は、下表のようになります。

「減額認定証」を提示しない又は電子的確認を受けていない場合、1食につき460円が請求されます。

平成30年8月入院分から

負担割合	区 分		食事代
3割	現役並み所得Ⅲ		460円 ※1
	現役並み所得Ⅱ		
	現役並み所得Ⅰ		
2割	一 般 Ⅱ※4		
1割	一 般 Ⅰ※4		
	低所得Ⅱ	過去1年以内の 入院日数が90日以下	210円
		過去1年以内の 入院日数が90日超え	160円 ※2
	(当広域連合及び当広域連合へ異動する前の保険者において低所得Ⅱの「減額認定証」の認定を受けている期間が対象となります。)※3		
	低所得Ⅰ		100円

※1 指定難病の方または平成27年4月1日以前から継続して精神病床に入院している方は、260円になります。

※2 適用を受けるためには市町村窓口での申請が必要です。申請には入院日数が90日を超えていることが確認できるもの(領収書等)が必要です。

※3 令和2年9月30日以前の診療分については、低所得Ⅱの「減額認定証」の交付を受けている期間が対象となります。

※4 令和4年10月入院分から

療養病床への入院（入院時生活療養費）

療養病床に入院した場合、医療費とは別に食事代と居住費（部屋代）を支払う必要があります。

「減額認定証」を提示しない又は電子的確認を受けていない場合、食事代として1食につき460円が請求されます。

（境界層に該当する方は、福祉事務所長が交付する証明書が必要です。）

イラスト

平成30年8月入院分から

●医療の必要性の低い方

区 分	食事代（1食につき）	居住費（1日につき）
現役並み所得Ⅲ	460円 （一部420円）	370円
現役並み所得Ⅱ		
現役並み所得Ⅰ		
一 般 Ⅱ※		
一 般 一 般 Ⅰ※		
低所得Ⅱ	210円	370円
低所得Ⅰ	130円	370円
老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者	100円	0円

●医療の必要性の高い方

区 分	食事代（1食につき）	居住費（1日につき）
現役並み所得Ⅲ	460円 （一部420円）	370円
現役並み所得Ⅱ		
現役並み所得Ⅰ		
一 般 Ⅱ※		
一 般 一 般 Ⅰ※		
低所得Ⅱ	210円 （90日超で160円）	370円
低所得Ⅰ	100円	370円
老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者	100円	0円

※令和4年10月入院分から

特定疾病の治療を受けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病の治療を受けた場合、1か月あたりの窓口負担額が医療機関ごとに10,000円までとなります。特定疾病に該当になる場合は、事前に「特定疾病療養受療証」を市町村窓口申請し、治療を受けるときに電子的確認を受けるか保険証と一緒に医療機関へ提示してください。

【対象となる疾病】

- 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
- 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障害または先天性血液凝固第IX因子障害
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者にかかるものに限る。）

後期高齢者医療特定疾病療養受療証												
交付年月日 _____												
認定疾病名												
被保険者番号												
被 保 険 者 名	住 所											
	氏 名											
	生年月日											
発効期日												
保険者番号 並びに 保険者の 名称及び印	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> <p>青森県後期高齢者 医療広域連合</p> <table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>											印
印												

4. 保険料

後期高齢者医療制度の保険料

所得割額

+

均等割額

年間保険料

(100円未満は切り捨て)

所得割額

{ 令和3-4年中の所得 - 43万円 }
×8.80% (所得割率)

均等割額

(加入者全員が負担)
44,400円

※年間保険料は66万円が上限です。

4月～翌年3月までが1年間の保険料となります。年度途中から加入した方は、月割りで計算されます。

年間保険料 ÷ 12か月 × 加入月

例) 11月に誕生日を迎えられた場合は、11月～3月まで加入することになりますので、年間保険料÷12か月×5になります。

所得とは？ 

確定申告書の所得金額^(注)の合計(分離課税のある方は合算)になりますが、年金のみの場合は下表で算出された金額が所得になります。

(注)確定申告をした株式等譲渡所得や配当所得等を含みます。(源泉徴収を選択している特定口座内の株式等譲渡所得及び上場株式等の配当所得は、確定申告をしなかった場合は保険料の算定対象に含みません。)

公的年金等に係る雑所得の計算方法(65歳以上の方)
年金収入を所得金額に表す場合の計算方法です。

(合計所得金額1,000万円以下の場合)

公的年金等収入額	公的年金等控除額
～330万円未満	110万円 (収入が110万円以下の場合は所得金額が0円になります。)
330万円～410万円未満	公的年金収入額×0.25 + 27.5万円
410万円～770万円未満	公的年金収入額×0.15 + 68.5万円
770万円～1,000万円未満	公的年金収入額×0.05 + 145.5万円
1,000万円～	195.5万円

保険料の軽減措置

均等割額の軽減

区 分	年 度		
	令和-2-3	令和-3-4	令和-4-5
世帯の所得額の合計	軽減割合		
43万円 + 10万円 × (※年金・ 給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7.75割 7割	7割	7割
43万円 + (28.529万円×被保険者数) + 10万円 × (※年金・ 給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割	5割	5割
43万円 + (5253.5万円×被保険者数) + 10万円 × (※年金・ 給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割	2割	2割

※年金・給与所得者等数(年金・給与所得者等が2人以上いる世帯に適用)
 一定の給与所得者要件...給与等収入金額が55万円を超える者
 一定の公的年金等の支給を受ける者...(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超える者...(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超える者

【軽減判定の注意事項】

- ①均等割額の軽減は、同一世帯内の加入者全員及び世帯主の所得金額の合計額で判定されます。
- ②判定対象者に未申告者がいる場合は判定できませんので、軽減されません。
- ③軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日になります。(県内市町村間での転入・転出があった場合、軽減判定の変更は行いません。)
- ④均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法は年金所得金額-高齢者特別控除額(15万円) = 軽減判定時の年金所得金額
- ⑤専従者給与を支払っている場合は、支払っている金額も判定の対象となります。(専従者給与を受け取っている場合は、判定の対象となりません。)
- ⑥譲渡所得に特別控除がある場合は、所得割額計算の際は特別控除後になりますが、軽減判定の際は特別控除前の金額で判定されます。
- ⑦繰越純損失額は、所得割額、均等割額共に軽減判定の控除対象になります。
- ⑧繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定のみ控除対象となります。
- ⑨上記表の区分は令和-4-5年度の軽減判定基準を示したもので、令和-3-4年度以前は上記とは異なります。

扶養家族だった方への特別措置

制度加入直前まで被用者保険(会社員等の被雇用者が加入する健康保険)の被扶養者であった方には、急な負担増を和らげるために、次の特別措置があります。

①所得割額の負担はありません

②均等割額の軽減

資格取得後2年間は5割軽減

ただし、世帯の所得が低い方は、さらに高い割合での均等割の軽減(7割軽減)が受けられます。

保険料額決定通知書が届いた際、軽減されていない場合は市町村窓口に出してください。

※国民健康保険から移行した方は対象になりません。

例 1

2人世帯

イラスト

均等割額は5割軽減

夫 78歳
(世帯主)
収入 180万円
所得 70万円

妻 76歳
収入 80万円
所得 0円

	所得割額	均等割額	合計	保険料額
夫	23,760	22,200	45,960	45,900
妻	0	22,200	22,200	22,200

単位：円

例 2

子供が世帯主の世帯

イラスト

均等割額は
軽減なし

子ども
(世帯主)
所得 200万円

夫 78歳
収入 180万円
所得 70万円

妻 76歳
収入 80万円
所得 0円

	所得割額	均等割額	合計	保険料額
夫	23,760	22,200	45,960	45,900
妻	0	22,200	22,200	22,200

単位：円

保険料の計算例 (P11の例 1 の場合)

夫 78歳 (世帯主) 公的年金収入 180万円

妻 76歳 公的年金収入 80万円 の場合

所得割額

①年金所得金額を求めます。

夫 180万円 - 110万円 = 70万円

妻 80万円 - 110万円 = 0円

②所得割額を計算します。

夫 (70万円 - 43万円) × 8.80% = 23,760円 (所得割額)

妻 (0円 - 43万円) × 8.80% = 0円 (所得割額)

均等割額

③均等割額の軽減判定の所得金額を計算します。

年金所得金額 - 高齢者特別控除額 = 軽減判定時の年金所得金額

夫 70万円 - 15万円 = 55万円

妻 0円 - 15万円 = 0円

軽減判定時の所得金額 55万円 + 0円 = 55万円 (世帯合計)

43万円 + (~~28.529~~万円×2人) = ~~400101~~万円 > 55万円

5割軽減に該当するので 22,200円

年間保険料

所得割額 均等割額

夫 23,760円 + 22,200円 = 45,900円

(100円未満切り捨て)

所得割額 均等割額

妻 0円 + 22,200円 = 22,200円

令和4・5年度の保険料額は

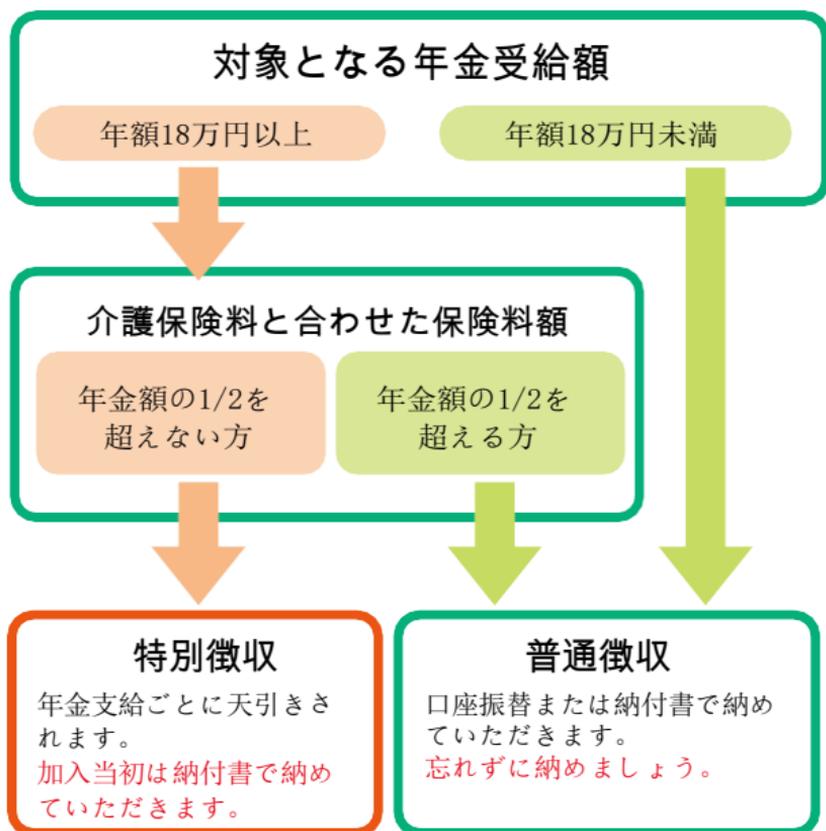
夫 45,900円

妻 22,200円

イラスト

保険料の納め方

保険料の納め方は以下ようになります。



特別徴収について

年金からの天引きが原則ですが、新たに加入した方や住所に異動があった方、保険料が変更になった方は、一時的に普通徴収になります。

普通徴収の対象となる方の例（年金からの天引きの停止）

- ① 「特別徴収の対象となる年金」を複数受給している方で、特別徴収の優先順位が高い年金の年間受給額が少ない場合
- ② 転入・転出など住所変更があった場合
- ③ 所得の更正があり保険料が減額された場合
- ④ 年金の現況届の未提出や提出が遅れた場合

普通徴収の方は口座振替を利用しましょう

納付書で納めている方には、納め忘れがなく納めに出向く手間も省ける口座振替をお勧めします。通帳と届出印をお持ちになり、市町村の担当窓口または金融機関でお申し込みください。

また、国民健康保険税（料）を口座振替で納めていた方が引続き口座振替を希望する場合も、改めての手続きが必要です。

特別徴収の方でも希望すれば 口座振替での納付に変更できます

事前に市町村窓口にお問い合わせください。

- 年金からの天引きが止まるまで2～4か月程度かかります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は支払った方（口座名義人）が受けられます。

保険料の納付が困難になったら…

市町村窓口にご相談ください。事情をお伺いして対応いたします。

ご連絡がないまま滞納が続くと、次の手続きが取られることがあります。

- 一定の期間滞納があると
 - ▶ 有効期限の短い保険証への切り替え（短期被保険者証）
- さらに特別な理由がないまま滞納が長引くと
 - ▶ 医療機関の窓口で医療費を全額負担（資格証明書）

イラスト

5. 医療費が高額になったとき

I 高額療養費制度

1か月の医療機関等での窓口負担の合計額が「1か月ごとの上限額(下表)」を超えた場合、超えた金額が支給されます。入院を含む場合は、世帯内の加入者の自己負担額を合計します。

●平成30年8月診療分から

窓口負担	所得区分	1か月ごとの上限額 ※1	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位) ※2
3割	現役並み所得Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% < 多数回140,100円 > ※3	
	現役並み所得Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% < 多数回93,000円 > ※3	
	現役並み所得Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% < 多数回44,400円 > ※3	
2割	一般Ⅱ※4	18,000円または(6,000円 + (医療費の総額 - 30,000円) × 10%) の低い方を適用 [年間の上限 144,000円] ※5	57,600円 < 多数回44,400円 > ※3
1割	一般 一般Ⅰ※4	18,000円 [年間の上限 144,000円] ※5 4	57,600円 < 多数回44,400円 > ※3
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※1 月途中で75歳に到達した方の誕生月分の上限額は1/2の額(障害認定で加入している方を除く)になります。

※2 医療費には食事代、差額ベッド代等は含みません。

※3 < > 内は過去12か月以内に外来+入院の自己負担限度額が3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」の該当となり上限額が下がります。ただし、保険者が変わった場合、回数は通算されません。

※4 ~~令和4年10月診療分から~~

※~~5~~-4 一般区分については、7月31日を基準日として、1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の合計額が、年間144,000円となります。

(外来年間合算)

年間を通して外来特例に該当するような長期療養を受けている方の負担が増えないように配慮し、基準日時点で一般区分又は低所得区分である被保険者の外来療養に係る額が年間144,000円を超える場合に、その超える分が高額療養費として支給されます。

【手続きについて】

申請が必要な方には、広域連合から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きます。市町村窓口で一度申請していただくと、その後は診療を受けた日から、通常4か月後に指定の口座に振込となります。

届出の振込口座に変更があった場合は、市町村窓口での変更手続きが必要です。(口座情報に誤りがある場合は振込が遅くなります。)

【申請時に必要なもの】

- ①支給申請のお知らせ
- ②保険証
- ③加入者の通帳(振込口座を確認できるもの)
- ④個人番号がわかる書類と顔写真付きの身分証明書
- ⑤加入者の印鑑(申請者と受領者が異なる場合)※認印可
※代理人の口座に振込む場合は委任状が必要です。代理人の印鑑(認印可)及び代理人の通帳もご用意下さい。

【支給について】

申請期限内に申請いただきますと、翌月に振込となります。(期限内に申請がない場合は振込が遅くなります。)

振込が決定した際は「決定通知書」を送付します。

Ⅱ 高額介護合算療養費制度

同一世帯に属する加入者が8月1日から翌年7月31日までに支払った医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、限度額を超える場合、申請により超えた金額が支給されます。（自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。）

●平成30年8月診療分から

所得区分 (課税所得)	1年ごとの限度額 後期高齢者医療+介護保険
現役並み所得Ⅲ (690万円以上)	212万円
現役並み所得Ⅱ (380万円以上)	141万円
現役並み所得Ⅰ (145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

※所得区分が低所得Ⅰで、かつ介護サービス利用者が複数いる場合、介護保険分支給額を決定する際の限度額は31万円となります。

【手続きについて】

申請が必要な方には、広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、市町村窓口へ申請してください。申請は毎年必要です。

【申請時に必要なもの】

- ①P16の[申請時に必要なもの]①～⑤に加え、介護保険証もご持参ください。
- ②介護保険の自己負担額証明書が必要な場合があります。該当する市町村窓口(介護保険者)に別途申請してください。

【支給について】

通常、申請した月の2～3か月後に振込となります。
(重度心身障がい者医療等対象者を除きます。)

6. 接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージ

I 接骨院・整骨院にかかるとき

柔道整復師による施術は、医療保険の対象となる場合と対象外の場合があります。同じ負傷で、医師による治療と柔道整復師による施術を重複して受けた場合には、柔道整復師の施術は保険の対象にならない場合があります。単なる疲労や肩こりなどの場合も対象外で全額自己負担となります。

医療保険の対象となる場合

- 打撲 ・ねんざ ・挫傷（肉離れなど）
- 骨折、脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）

II はり・きゅう、あんま・マッサージを受けるとき

はり・きゅう、あんま・マッサージ等の施術を医療保険で受けるときには、医師の同意書が必要です。具体的には次の病気や症状が対象となります。

はり・きゅうの場合

- 神経痛 ・リウマチ ・腰痛症
- 五十肩 など

あんま・マッサージの場合

- 関節拘縮 ・筋麻痺 など

※マッサージは原則として、病名ではなく症状に対する施術となります。関節が硬くて動きが悪かったり、筋肉が麻痺して自由に動けないなどの症状が医療保険の対象となります。

領収書は「医療費控除」を受ける際に必要ですので、必ず発行してもらいましょう。

7. 療養費の支給

次のような場合、医療費の全額を本人がいったん支払いますが、あとで市町村窓口申請すると、自己負担割合（3割・2割（令和4年10月から）1割のいずれか）を除いた金額が支給されます。

I コルセット・関節用装具などの治療用装具を購入したとき

医師が「治療上必要がある」と認め、診断に基づいて作った治療用装具が対象となります。ただし、日常生活や職業上の必要性によるもの、美容目的によるものは対象外です。

●申請時に必要なもの

- ①保険証 ②診断書 ③領収書
- ④加入者の通帳（振込口座を確認できるもの（以下同様））
- ⑤加入者の印鑑（申請者と受領者が異なる場合）※認印可
- ⑥靴型装具の場合は現物の写真（実際に本人が装着している写真）

II 旅行中の急病などでやむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき

やむを得ない事情があったと広域連合が認めた場合に支給されます。

●申請時に必要なもの

- ①保険証 ②診療明細書（レセプト） ③領収書
- ④加入者の通帳
- ⑤加入者の印鑑（申請者と受領者が異なる場合）※認印可

III 海外で診療を受けたとき

日本国内の保険診療の範囲内で支給されます。

●申請時に必要なもの

- ①保険証 ②診療内容明細書 ③領収明細書
- ④「②、③」の日本語翻訳文 ⑤加入者の通帳
- ⑥加入者の印鑑（申請者と受領者が異なる場合）※認印可
- ⑦パスポートなど渡航期間が確認できるもの

※そのほか、上記の申請の際には個人番号がわかる書類と顔写真付きの身分証明書が必要です。

※上記の申請について、代理人の口座に振込む場合は委任状が必要です。代理人の印鑑（認印可）及び代理人の通帳もご用意下さい。

8. その他の給付

以下のような給付制度があります。申請については、市町村窓口で受け付けています。

①緊急の入院や転院で移送が必要になったとき (移送費)

移動が困難な重病人が医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があつて転院等の移送に費用がかかったときは、医師の意見書及び領収書等を添えて申請し、認められると移送費が支給されます。

②訪問看護を受けたとき(訪問看護療養費)

医師の指示で訪問看護を利用したときは、医療費の自己負担額が1割負担・2割負担(令和4年10月から)・3割負担のいずれかとなります。ただし、介護保険の認定を受けている方は、原則として該当となりません。

③入院時に食事の差額を負担したとき(入院時食事療養費)

入院中に食事療養費を多く支払ったときは、減額認定証及び領収書等を添えて申請し、認められると食事療養費が支給されます。

④差額を負担して医療を受けたとき(保険外併用療養費)

先進医療等を受けたときは、一般の保険診療と共通する部分については保険が適用されます。

⑤被保険者が亡くなったとき(葬祭費)

被保険者が亡くなったときは、申請により葬祭を行った方(喪主)に5万円が支給されます。

9. 保健事業（健康診査）の実施

健康診査（健診）を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、いつまでも健康な生活を送っていただくため、健診事業を行っています。

- 対象者：加入者全員
- 料 金：無料（年1回：4月～3月まで）
- 検査項目：①身長・体重 ②血圧 ③尿検査
④血液検査（肝機能、脂質、血糖）
- 受診方法：市町村からの案内にそって受診してください。

～ 保健師等がご自宅を訪問します ～

皆様に健やかに過ごしていただくため、健診結果や日頃の生活状況を基にアドバイスや健康相談を行います。対象となる方を訪問するときは事前に文書や電話でお知らせします。詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。

イラスト

健康診査を毎年受診していますか？

健診受診率が高い都道府県では、1人当たりの高齢者医療費が低くなる傾向があります。

10. お医者さんへの上手なかかり方

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

いつも同じ医師に診察してもらうことで、体質や持病を理解した上で助言をしてくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

また、かかりつけ薬局を持つことで、薬歴の管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、あなたの健康管理をサポートしてくれます。

複数のお薬手帳を持っている場合は、1冊にまとめることで管理がよりしやすくなります。

薬の飲み方に気をつけて いただきたい方へのお知らせ

複数の薬（サプリメントを含む）を使用している場合、飲み合わせが悪いと、薬の効果が十分に得られなかったり、反対に薬が効きすぎてしまったりすることがあります。

このような方へ年1回お知らせしますので、お知らせが届いた方は、医師や薬剤師に見せてご相談ください。

多くの薬を服用されている方へのお知らせ

複数の医療機関で受診されている場合、それぞれの医療機関では、処方薬について適切な管理がなされていますが、服薬していたすべての薬を見た場合、同じ成分の薬であったり薬同士の飲み合わせが悪い等の問題が起こる場合があります。

このような方へ年1回お知らせしますので、お知らせが届いた方は、医師や薬剤師に見せてご相談ください。

11. ジェネリック医薬品

家計にやさしいジェネリック医薬品を活用しましょう

「ジェネリック医薬品」ってどんな薬？

医師から処方されるお薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間の終了後に、新薬と同じ有効成分を使って製造され、効き目や安全性が確認されているお薬です。お薬の価格が新薬より5割程度、中にはそれ以上安くなる場合もあります。

「ジェネリック医薬品利用差額通知」って？

新薬をジェネリック医薬品に切り替えることにより、お薬代が一定以上安くなると見込まれる方に送っている通知です。（家計を助け、毎年増え続けている医療費を抑えることにもつながります。）

「ジェネリック医薬品利用差額通知」が届いたらどうすればいいの？

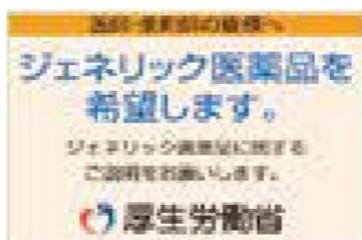
かかりつけの医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品への切り替えについてご相談ください。（医師の判断で、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。）

留意していただきたいこと

ジェネリック医薬品は、高血圧や脂質異常症、糖尿病のお薬等、さまざまな症状に対応したものがありますが、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

「ジェネリック医薬品」を希望する場合は...

イラスト



※市町村窓口・薬局に置いてあります。



「ジェネリック医薬品希望シール」を貼り付けたお薬手帳を医療機関や薬局に提示し、ご相談ください。

12. 交通事故等にあったら

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によってケガをしたり病気になった場合、本来は加害者が医療費を負担するのが原則ですが、市町村窓口が届出することにより、保険証を使って治療を受けることができます。

- 交通事故にあったら、まずは警察に届け出ましょう。
- 保険証を使って治療を受けるときは、必ず市町村窓口へ届け出てください（交通事故の場合、過失割合によらず届け出てください）。
- 自損事故や、業務中の事故で労災の該当にならない場合も、市町村窓口へ届け出てください。

13. 臓器提供の意思表示

「臓器の移植に関する法律」により、移植医療に対する理解を深めていただけるよう、すべての医療保険の保険証に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。

※意思表示欄の記入を強制するものではありません。記入は任意です。

14. マイナンバー

各種申請に個人番号が必要になる場合があります。

申請の際には、個人番号がわかる書類と顔写真付きの身分証明書をご持参ください。

15. 詐欺に注意

高齢者を狙った詐欺事件や 不審電話が多発しています

イラスト

**こんな
言葉に
ご注意を!**

「○○役所（役場）です。
医療費の払い戻し（ほかに「保険料の払い戻し」や「給付金の支給」など）があります。
手続きのため、キャッシュカードと携帯電話を持って銀行やスーパー、コンビニのATMに行ってください。この後、銀行からも電話がいきます。」など

給付金等の受け取りのために、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

- 1 金融機関名や暗証番号、預金残高、家族構成などの個人情報をお教えしない。
- 2 電話の場合はいったん電話を切り、ご家族やお住まいの市役所・役場、消費生活センター及び警察等に相談する。
- 3 自宅の電話は普段から留守番電話にしておく。

16. お問い合わせはこちらへ

※代表電話に繋がった場合は、担当課名をお伝えください。

市町村名	担当課	電話番号
青森市	国保医療年金課	017-734-1111
弘前市	国保年金課	0172-40-7046
八戸市	国保年金課	0178-43-2111
黒石市	国保年金課	0172-52-2111
五所川原市	国保年金課	0173-35-2111
十和田市	国民健康保険課	0176-51-6752
三沢市	国保年金課	0176-53-5111
むつ市	国保年金課	0175-22-1111
つがる市	国保年金課	0173-42-2111
平川市	税務課	0172-44-1111
平内町	健康増進課	017-718-0019
今別町	町民福祉課	0174-35-3003
蓬田村	住民課	0174-27-2111
外ヶ浜町	住民課	0174-31-1222
鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	0173-72-2111
深浦町	福祉課	0173-74-2111
西目屋村	住民課	0172-85-2803
藤崎町	住民課	0172-88-8179
大鰐町	住民生活課	0172-55-6563
田舎館村	住民課	0172-58-2111

市町村名	担当課	電話番号
板柳町	健康推進課	0172-73-2111
鶴田町	健康保険課	0173-22-2111
中泊町	町民課	0173-57-2111
野辺地町	町民課	0175-64-2111
七戸町	町民課	0176-68-2112
六戸町	町民課	0176-55-3111
横浜町	町民課	0175-78-2111
東北町	町民課	0176-56-3111
六ヶ所村	健康課	0175-72-2111
おいらせ町	町民課	0178-56-4218
大間町	健康づくり推進課	0175-37-2111
東通村	税務住民課	0175-27-2111
風間浦村	税務国保課	0175-35-2111
佐井村	住民生活課	0175-38-2111
三戸町	健康推進課	0179-20-1153
五戸町	住民課	0178-62-2111
田子町	住民課	0179-20-7119
南部町	健康こども課	0178-76-3323
階上町	すこやか健康課	0178-88-2219
新郷村	住民課	0178-78-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

〒030-0801 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階

TEL : 017-721-3821 FAX : 017-723-1401

ホームページ : <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>

令和4-5年6月 青森県後期高齢者医療広域連合

【別添3】

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）が、令和5年7月31日をもって有効期限切れとなりますので、新たな減額認定証を送付いたします。

7月中は現在お持ちの減額認定証をご使用いただき、8月1日以降は今回送付いたしました減額認定証をご使用ください。

有効期限の切れた減額認定証は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口まで返還してくださるか、確実に破棄してくださるようお願いいたします。

なお、前年の所得状況等により、8月からの所得区分が変更されている場合がありますので、下表にてご確認ください。

内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		食事療養標準負担額
		外来 (個人単位／月)	外来+入院 (世帯単位／月)	入院時の 1食当たりの食事代
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 (過去1年の入院期間が90日以下)
				160円 (過去1年の入院期間が91日以上 ※)
低所得Ⅰ			15,000円	100円

※令和4年8月1日～令和5年7月31日に91日以上入院期間がある方は、申請により食事代が160円になりますので、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へご相談ください。(今回交付された減額認定証に、既に「長期入院該当年月日」の記載がある方は、再申請の必要はありません。)

【お問い合わせ先】

〇〇〇市町村〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇青森県後期高齢者医療広域連合 (青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階)

電話017-721-3821

【別添4】

後期高齢者医療限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの限度額適用認定証（以下、「限度額証」という。）が、令和5年7月31日をもって有効期限切れとなりますので、新たな限度額証を送付いたします。

7月中は現在お持ちの限度額証をご使用いただき、8月1日以降は今回送付いたしました限度額証をご使用ください。

有効期限の切れた限度額証は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口まで返還して下さるか、確実に破棄して下さるようお願いいたします。

なお、前年の所得状況等により、8月からの所得区分が変更されている場合がありますので、下表にてご確認ください。

内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		食事療養標準負担額
		外来 (個人単位/月)	外来+入院 (世帯単位/月)	入院時の 1食当たりの食事代
現役Ⅱ	3割	167,400円 + (医療費の総額－558,000円) × 1% <多数回93,000円>※		460円
現役Ⅰ		80,100円 + (医療費の総額－267,000円) × 1% <多数回44,400円>※		

※過去12か月以内に3回、自己負担限度額の上限額に達した場合は、4回目から多数回の該当となり、< >の上限額となります。

【お問い合わせ先】

〇〇〇市町村〇〇課 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

〇青森県後期高齢者医療広域連合（青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階）

電話017-721-3821